

議案第 35 号

小田原市犯罪被害者等支援条例

[制定理由]

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため制定する。

[内 容]

1 基本理念（第 3 条関係）

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずる者と市長が認める者をいう。以下同じ。）への支援における基本理念を次のように定めることとする。

- (1) 支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。
- (2) 支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- (3) 支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- (4) 支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。

2 市の責務（第 4 条関係）

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、関係機関等と相互に連携及び協力を図り、実施することとする。

3 市民等の責務（第 5 条関係）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めることとす

る。また、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めることとする。

4 事業者の責務（第6条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めることとする。また、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めることとする。

5 相談及び情報の提供等（第7条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施することとする。また、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くよう努めることとする。

6 犯罪被害者等への支援（第8条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施することとする。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある者への家事、子育て等に要する費用の助成等
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった者への転居等に要する費用の助成等
- (3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための支援金の支給等
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している者への法律相談の実施等
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた者への心理に関する相談の実施等
- (6) 雇用の安定を目的とした、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援等

7 市内に住所を有しない被害者等への支援（第9条関係）

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、相談及び情報の提供等を実施することとする。

8 人材の育成（第10条関係）

市は、支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等の施策を講ずることとする。

9 民間支援団体への支援（第11条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体の活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を実施することとする。

10 市民等の理解の促進（第12条関係）

市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるため、教育、広報等の施策を講ずることとする。

11 支援を実施しないことができる場合（第13条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を実施することが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を実施しないことができることとする。

12 意見の反映（第14条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を適切に実施するため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めることとする。

[適用]

令和7年4月1日